

# 函館地裁 大間原発建設差止請求 **棄却**

2018年3月19日にこんな判決がありました。  
弁護団の記者会見や声明文からこの判決のポイントを簡単に整理します。

(参考資料①)

## 基準適合判断の合理性

### 判決要旨p.3

**本件設置変更許可申請に対する規制委員会の安全審査及び処分が未だなされておらず、本件原発が運転を開始する具体的な目途も立っていない現時点において、本件原発に重大な事故発生の具体的危険性があると認めることは困難であり、かつ、裁判所が規制委員会の審査に先立って、安全性に係る具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断をするべきではないから、裁判所が、安全性に係る現在の具体的審査基準に適合しないとの理由で、本件原発の建設及び運転の差し止めを命じることはできないというべきである。**

これまでの実態を見ると、ベルトコンベア式に許可されるんじゃないの？

### 判決要旨p.4

現在、規制委員会において調査審議中の本件原発に係る地質・地質構造の関係についてみても、  
(中略)

被告電源開発において追加調査を実施するに至ったが、現時点ではこの点を含む審議が継続中であることなど、現在の審査状況に照らせば、規制委員会における審査が当然に許可を前提にしているものとは認められない。

また、プラント関係についても、  
(中略)

採用した対策の有効性を詳しく説明することなどが求められており、規制委員会が許可することが前提であるかのような審査をする姿勢はうかがわれない。

参考資料

- ①脱原発弁護団全国連絡会HP「速報：不当判決！函館地裁大間原発請求棄却」  
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/18-3-19/>
- ②内閣府HP「地域防災計画・避難計画策定支援」  
[http://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/keikaku/keikaku.html](http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/keikaku/keikaku.html)

## 基準の合理性

### 例えば、避難計画について

#### IAEA安全基準NS-R-3

「プラント運転開始に先立つ外部領域に対する緊急時計画の設定において、克服できない障害が存在しないことをプラントの建設が始まる前に確認しなければならない」

#### 判決要旨p.11

「克服できない障害」として具体的にどのようなものが想定されているのかが必ずしも明らかでないこと、全ての国が原発の設置許可から運転開始までの間の段階的規制という形をとっているわけではないことを考慮すると、これを直ちに事業者に対する設置許可という形で規制することを求める趣旨とは解されない。なお、米国の規制要件上も、必ずしも設置許可段階で緊急時計画の妥当性が許可条件とされているとはいえない。

ちなみにこの大間原発の避難計画について・・

現在、内閣府原子力防災担当が原子力発電所のある地域ごとに

「地域原子力防災協議会」を設置して、そこが

『当該地域の「緊急時対応」を取りまとめ、原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的であることを確認』しています。

(参考資料②「地域防災計画・避難計画の策定と支援体制」)

この「地域原子力防災協議会」は現在13ありますが。。

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

大間地域にはまだありません。

(参考資料②「地域原子力防災協議会の設置について」)

#### 最後に一言

「まだ許可されるかどうかわからぬ状態なんだから、建設止めなくていいでしょ」って感じですが、「許可されるかわからぬんだから建設止めろ」の方が自然だと思います。そして、規制基準自体の合理性について、判決にはいろんな論点が出てますが、今回は避難計画に注目しました。IAEAの基準で「克服できない障害がないことを建設前に確認」としているのに対して、「『克服できない障害』って何だかわからぬし・・」という論理は意味がわかりません。そもそも、大間にはまだ地域原子力防災協議会すらありません。つまり、「緊急時対応」はまとまってないわけで、避難できるかどうかも検討されておらず、言い換えれば、どんな障害が起こりうるかもわかつてない状態ってことです。今回の判決の論理は完全に破綻している気がします。